※この法令は廃止されています。

平成十二年通商産業省令第九十九号

産業技術力強化法施行規則

産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）を実施するため、産業技術力強化法施行規則を次のように定める。

（経済産業省令で定める密接な関係）

第一条　産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号。以下「令」という。）第一条の二第二号ホ及びヘ、同条第三号ホ及びヘ、同条第四号ホ及びヘ並びに同条第五号ホ及びヘに規定する経済産業省令で定める密接な関係は、次のとおりとする。

一　令第一条の二第二号ホに規定する経済産業省令で定める密接な関係にあっては、次のいずれかに該当する関係

イ　その特許発明又は発明が、当該大学等研究者（産業技術力強化法（以下「法」という。）第十七条第一項第一号に規定する大学等研究者をいう。以下同じ。）がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第三十六条第四項第二号の規定により記載すべきものとされる文献公知発明（特許法第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この条において同じ。）として開示されている関係

ロ　その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該大学等研究者がした職務発明を開示している関係

ハ　その特許発明又は発明が、大学等（法第十七条第一項第二号に規定する大学等をいう。以下同じ。）が当該大学等以外の者と共同して行った試験研究（契約又は協定に基づいて行われたものに限る。以下同じ。）又は大学等が当該大学等以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係

二　令第一条の二第二号ヘに規定する経済産業省令で定める密接な関係にあっては、次のいずれかに該当する関係

イ　その特許発明又は発明が、当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者（法第十七条第一項第三号に規定する試験研究独立行政法人（以下「試験研究独立行政法人」という。）の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。）、公設試験研究機関研究者（法第十七条第一項第四号に規定する公設試験研究機関（以下「公設試験研究機関」という。）の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。）又は試験研究地方独立行政法人（法第十七条第一項第五号に規定する試験研究地方独立行政法人（以下「試験研究地方独立行政法人」という。）の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう。以下同じ。）がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

ロ　その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

ハ　その特許発明又は発明が、当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

三　令第一条の二第三号ホに規定する経済産業省令で定める密接な関係にあっては、次のいずれかに該当する関係

イ　その特許発明又は発明が、当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

ロ　その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

ハ　その特許発明又は発明が、当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

四　令第一条の二第三号ヘに規定する経済産業省令で定める密接な関係にあっては、次のいずれかに該当する関係

イ　その特許発明又は発明が、当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

ロ　その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

ハ　その特許発明又は発明が、当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

五　令第一条の二第四号ホに規定する経済産業省令で定める密接な関係にあっては、次のいずれかに該当する関係

イ　その特許発明又は発明が、当該公設試験研究機関研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

ロ　その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該公設試験研究機関研究者がした職務発明を開示している関係

ハ　その特許発明又は発明が、公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者と共同して行った試験研究又は公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係

六　令第一条の二第四号ヘに規定する経済産業省令で定める密接な関係にあっては、次のいずれかに該当する関係

イ　その特許発明又は発明が、当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

ロ　その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

七　令第一条の二第五号ホに規定する経済産業省令で定める密接な関係にあっては、次のいずれかに該当する関係

イ　その特許発明又は発明が、当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係

ロ　その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

ハ　その特許発明又は発明が、試験研究地方独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係

（添付書面）

第一条の二　令第一条の三第二項又は令第四条第二項の規定により令第一条の三第一項又は令第四条第一項の申請書（以下単に「申請書」という。）に添付すべき書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。

一　令第一条の二第一号に規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が職務発明であることを証する書面

二　令第一条の二第二号イに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者がした職務発明であることを証する書面

三　令第一条の二第二号ロに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面

ロ　当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学

等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証する書面

四　令第一条の二第二号ハに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該大学等研究者について職務発明であることを証する書面

五　令第一条の二第二号ニに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該大学等研究者について職務発明であることを証する書面

ロ　当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証する書面

六　令第一条の二第二号ホに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者がした職務発明との間に第一条第一号に定める密接な関係があることを証する書面

七　令第一条の二第二号ヘに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証する書面

ロ　当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に第一条第二号に定める密接な関係があることを証する書面

八　令第一条の二第三号イに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面

九　令第一条の二第三号ロに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面

ロ　当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証する書面

十　令第一条の二第三号ハに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面

十一　令第一条の二第三号ニに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面

ロ　当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証する書面

十二　令第一条の二第三号ホに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明との間に第一条第三号に定める密接な関係があることを証する書面

十三　令第一条の二第三号ヘに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に第一条第四号に定める密接な関係があることを証する書面

ロ　当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証する書面

十四　令第一条の二第四号イに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証する書面

十五　令第一条の二第四号ロに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面

ロ　当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証する書面

十六　令第一条の二第四号ハに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証する書面

十七　令第一条の二第四号ニに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面

ロ　当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証する書面

十八　令第一条の二第四号ホに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に第一条第五号に定める密接な関係があることを証する書面

十九　令第一条の二第四号ヘに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に第一条第六号に定める密接な関係があることを証する書面

ロ　当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証する書面

二十　令第一条の二第五号イに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面

二十一　令第一条の二第五号ロに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証する書面

ロ　当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証する書面

二十二　令第一条の二第五号ハに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明

が当該試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面

二十三　令第一条の二第五号ニに該当する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する書面

ロ　当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証する書面

二十四　令第一条の二第五号ホに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に第一条第七号に定める密接な関係があることを証する書面

二十五　令第一条の二第五号ヘに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面

イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に第一条第八号に定める密接な関係があることを証する書面

ロ　当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証する書面

（申請書の作成等）

第一条の三　令第一条の三第一項、第四条第一項、第七条第一項又は第九条第一項の申請書は、一の申請ごとに作成しなければならない。

2　申請書には、提出者の氏名又は名称、住所又は居所及び法人にあっては代表者の氏名を記載しなければならない。

3　令第六条第一号から第三号までに規定する者が令第七条第一項又は令第九条第一項の申請書を作成する場合において、二以上の申請に係る申請書を作成するときは、当該二以上の申請の申請人が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

（添付書面の省略）

第二条　申請書に添付すべき書面を他の申請書の提出に係る手続において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の申請書に記載した事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができる。

（特許料軽減申請書の様式）

第三条　令第一条の三第一項又は第七条第一項の申請書は、様式第一により作成しなければならない。

（審査請求料軽減申請書の様式）

第四条　令第四条第一項又は第九条第一項の申請書は、様式第二により作成しなければならない。

（法第十七条第一項又は第二項に規定する者に相当する外国の者等に係る特許料等の軽減の手続）

第五条　法第十七条第一項又は第二項に規定する者に相当する外国の者は、令第一条の三第一項又は第四条第一項の申請書を提出することができる。

2　前項の申請書には、提出者が法第十七条第一項又は第二項に規定する者に相当することを証する書面を添付しなければならない。

（特定事業者に相当する外国の者に係る特許料等の軽減の手続）

第六条　法第十八条第一項又は第二項に規定する者（以下「特定事業者」という。）に相当する外国の者は、令第七条第一項又は第九条第一項の申請書を提出することができる。

（令第一条の三第一項の申請書の提出等）

第七条　法第十七条第一項第四号又は第五号に規定する者が令第一条の三第一項又は令第四条第一項の申請書を提出する場合には、第一条の二第十四号から第二十五号までに掲げる書面のほか、当該提出者若しくは提出者の設置する機関がその業務として試験研究を行うことを証する書面を添付して、提出者の住所若しくは居所又はその主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して提出しなければならない。

2　前項の場合において、特許庁長官は、提出者が法第十七条第一項第四号又は第五号に規定する者であって令第一条の二第四号イからヘまで又は同条第五号イからヘまでのいずれかに該当する者であることを確認したときは、その提出者に経済産業局長等を経由して確認書を交付するものとする。

（令第七条第一項の申請書の提出等）

第八条　特定事業者が令第七条第一項又は令第九条第一項の申請書を提出する場合には、提出者の住所若しくは居所又はその主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する経済産業局長等を経由して提出しなければならない。

2　前項の場合において、特許庁長官は、提出者が特定事業者であることを確認したときは、その提出者に経済産業局長等を経由して確認書を交付するものとする。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成十二年四月二十日）から施行する。

附　則（平成一二年九月一九日通商産業省令第一七六号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一六年三月一六日経済産業省令第三〇号）

（施行期日）

第一条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附　則（平成一九年八月三日経済産業省令第五〇号）

この省令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。

附　則（平成二一年六月二二日経済産業省令第三四号）

この省令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

附　則（平成二四年二月二二日経済産業省令第一〇号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附　則（平成三〇年三月一二日経済産業省令第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特許法施行規則第七十二条の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の特許法施行規則第七十二条の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

（産業技術力強化法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の産業技術力強化法施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前に第二条の規定による改正前の産業技術力強化法施行規則第一条の三の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

様式第１（第３条関係）

様式第１（第３条関係）

【書類名】　特許料軽減申請書（産業技術力強化法）
【提出日】　平成　年　月　日）
【あて先】　特許庁長官　殿
【出願の表示】
　【出願番号】
【申請人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【申請の理由】
【提出物件の目録】
〔備考〕

1　用紙は，日本工業規格Ａ列４番（横21cm，縦29.7cm）の大きさとし，インキがにじまず，文字が透き通らないものを縦長にして用い，用紙には不要な文字，記号，枠線，けい線等を記載してはならない。
2　余白は，少なくとも用紙の上に６cm，左右及び下に各々２cm をとるものとし，原則としてその左右については各々2.5cm を超えないものとする。
3　文字は，10 ポイントから 12 ポイントまでの大きさで，タイプ印書等により，黒色で，明瞭にどの容易に消すことができないように書く。また，半角文字混じに「[」，「]」，「▲」，及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「[」及び「]」を用いるときを除く。）。
4　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には，設定登録前に特許料を申請するときは「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し，設定登録後に特許料の第４年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。
5　識別番号の通知を受けていない者については，「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
6　「【住所又は居所】」は，何県，何郡，何村，大字何，字何，何番地，何号のように詳しく記載する。
7　氏名又は名称の読み方が難解であるときｍは読み誤りやすいものであるときは，「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて，なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
8　「【氏名又は名称】」は，自然人にあっては，氏名を記載する。法人にあっては，名称を記載し，「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
9　公設試験研究機関を設置する者が申請を行う場合については，「【申請人】」の次に「【公設試験研究機関名】」の欄を設けて，その公設試験研究機関の名称を記載する。
10　日本に事務所又は営業所を有する外国法人であって，日本における代表者が手続を行うときは，「【氏名又は名称】」の次に「【事務所】又は「【営業所】」の欄を設けて，事務所又は営業所の所在地を記載し，その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
11　代理人が弁理士のときは，「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し，弁護士のときは，「【弁護士】」と記載する。
12　代理人によるときは本人の住及び識別ラベル（本人が法人の場合にあっては，「【代表者】」の欄並びに同及び識別ラベル）は不要とし，代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
13　「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは，次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【代理人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】
　【代理人】
　　【識別番号】
　　【住所又は居所】
　　【氏名又は名称】

14　「【申請の理由】」の欄には，「特許料の軽減（産業技術力強化法施行令第１条の２第２号イ）」，「特許料の軽減（産業技術力強化法施行令第１条の２第２号ロ）」，「特許料の軽減（産業技術力強化法施行令第６条第１号）」又は「特許料の軽減（産業技術力強化法施行令第６条第２号）」のように記載する。
15　「【提出物件の目録】」の欄には，手続に係る書類名を記載するとともに，「○通」のようにその数を記載する。
16　第１条の３第３項の規定により，２以上の申請に係る申請書を一の書面で作成するときは，次の要領で記載する。
　イ　特許出願人が申請をするときは，「【出願番号】」の欄には，「別紙のとおり」と記載し，別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して，当該申請に係る出願番号を記載する。

　【別紙】
　　特願○○○○－○○○○○○

　ロ　特許権者が申請をするときは，「【出願の表示】」を「【特許番号】」とする。「【特許番号】」の欄には，「別紙のとおり」と記載し，別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して，当該申請に係る特許番号を記載する。

　【別紙】
　　特許第○○○○○○○号
　　特許第○○○○○○○号

　ハ　特許出願人及び特許権者が申請をするときは，「【出願の表示】」を「【事件の表示】」とする。「【事件の表示】」の欄には，「別紙のとおり」と記載し，別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して，当該申請に係る出願番号又は特許番号を記載する。

　【別紙】
　　特願○○○○－○○○○○○

　　特許第○○○○○○○号

17　「【提出日】　平成　年　月　日）」には，なるべく提出する日を記載する。
18　とじ方はなるべくとじとじし，容易に分離し，とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。
19　申請書等が複数枚にわたるときは，各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。
20　各用紙においては，原則として挿消，訂正，重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
21　第２条の規定により証明書の提出を省略するときは，「【提出物件の目録】」の欄の次に「【物件名】」の欄を設けて，当該証明書の書類名を記載し，更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて，援用される当該証明書が提出された手続に係る出願の表示を記載する。また，２以上の証明書の提出を省略するときは，「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【物件名】
　　【援用の表示】
　【物件名】
　　【援用の表示】

様式第２（第４条関係）

様式第２（第４条関係）

【書類名】　審査請求料軽減申請書（産業技術力強化法）
【提出日】　平成　年　月　日）
【あて先】　特許庁長官　殿
【出願の表示】
　【出願番号】
【申請人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【申請の理由】
【提出物件の目録】
〔備考〕

1　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には，「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし，出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし，「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し，「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて，当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また，国際特許出願について，出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし，「PCT／○○○○／○○○○○○」のように国際出願番号を記載する。
2　「【申請の理由】」の欄には，「審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第１条の２第２号イ）」，「審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第１条の２第２号ロ）」，「審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第６条第１号）」又は「審査請求料の軽減（産業技術力強化法施行令第６条第２号）」のように記載する。
3　第１条の３第３項の規定により，２以上の申請に係る申請書を一の書面で作成するときは，「【出願番号】」の欄に，「別紙のとおり」と記載し，別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して，当該申請に係る出願番号を記載する。

　【別紙】
　特願○○○○－○○○○○○
　特願○○○○－○○○○○○
　ただし，出願の番号が通知されていないときとは，「平成何年何月何日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し，その次に，当該出願の願書に記載した整理番号

を記載する。また、国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは、「ＰＣＴ／○○○○／○○○○○」のように国際出願番号を記載する。

４　その他は、様式３の備考１１から３３まで、備考３５から４３まで、備考４５及び備考４７から５３までと同様とする。